

前橋市個人番号利用条例新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">○前橋市個人番号の利用及び特定個人情報 情報の提供に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(個人番号の独自利用)</p> <p>第4条 別表第1の左欄に掲げる機関(法令の規定により同表の右欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p> <p>(法別表第2の事務処理のための庁内連携)</p> <p>第5条 市長又は教育委員会(法令の規定により法別表第2の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。</p> <p>(独自利用事務の処理のための庁内連携)</p> <p>第6条 別表第2の左欄に掲げる機関(法令の規定により同表の中欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができる。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p>	<p style="text-align: center;">○前橋市個人番号利用条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。</p> <p>(2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(市の責務)</p> <p>第3条 市は、個人番号の利用に関し、その取扱いの適正を確保するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 市長その他の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表第4欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを効率的に検索し、及び管理するために個人番号を利用することができる。</p>

第7条 法第19条第11号に規定する条例で定める特定個人情報を提供するときは、次の各号に掲げるときとする。

(1) 法別表第2の第1欄に掲げる市の機関(法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下この号において「情報照会者」という。)が、同表の第3欄に掲げる市の機関(当該情報照会者を除き、法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下この号において「情報提供者」という。)に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が当該特定個人情報を提供するとき。

(2) 別表第3の第1欄に掲げる機関(法令の規定により同表の第2欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。)が、同表の第3欄に掲げる機関(法令の規定により同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下この号において「情報提供者」という。)に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該情報提供者が当該特定個人情報を提供するとき。

(書面の提出に関する特例)

第8条 第5条若しくは第6条の規定により特定個人情報を利用する場合又は前条の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

※本則の改正に加え、別表として次の3表を新たに定める。

別表第1(第4条関係)

機 関	事 務
1 市長	生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護に準じて行う生活に困窮する外国人の保護に関する事務であつて市規則で定めるもの
2 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第1

	23号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの
3 市長	前橋市在宅重度障害児手当支給条例(昭和46年前橋市条例第13号)による手当の支給に関する事務であって市規則で定めるもの
4 市長	前橋市福祉医療費の支給に関する条例(平成6年前橋市条例第30号)による医療費の支給に関する事務であって市規則で定めるもの
5 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって市規則で定めるもの
6 市長	社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減制度に係る助成金の交付に関する事務であって市規則で定めるもの
7 教育委員会	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づく就学援助費の交付に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの

別表第2(第6条関係)

機 関	事 務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	医療保険各法(健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって市規則で定めるもの
2 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護法による保護に準じて行う生活に困窮する外国人の保護に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって市規則で定めるもの
3 市長	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による費用の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって市規則で定めるもの
4 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって市規則で定めるもの 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって市規則で定めるもの 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって市規則で定めるもの

5 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって市規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって市規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって市規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって市規則で定めるもの
6 市長	公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって市規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって市規則で定めるもの
		地方税関係情報であって市規則で定めるもの
7 市長	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって市規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって市規則で定めるもの
		重度心身障害者医療費の助成に関する情報であって市規則で定めるもの
		ひとり親家庭等医療費の助成に関する情報であって市規則で定めるもの
		子ども医療費の助成に関する情報であって市規則で定めるもの
8 市長	国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護関係情報であって市規則で定めるもの
		地方税関係情報であって市規則で定めるもの
9 市長	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)による費用の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって市規則で定めるもの
10 市長	老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって市規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって市規則で定めるもの
11 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)であって市規則で定めるもの
12 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害	障害者関係情報であって市規則で定めるもの

	者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第1条に規定する他の法令に規定する施設の入所に関する情報であって市規則で定めるもの
13 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって市規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって市規則で定めるもの 重度心身障害者医療費の助成に関する情報であって市規則で定めるもの ひとり親家庭等医療費の助成に関する情報であって市規則で定めるもの
14 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	障害者関係情報であって市規則で定めるもの 地方税関係情報であって市規則で定めるもの 公営住宅法による公営住宅の家賃又は敷金に関する情報であって市規則で定めるもの 介護保険給付等関係情報であって市規則で定めるもの
15 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって市規則で定めるもの 身体障害者福祉法による入所の措置に関する情報であって市規則で定めるもの 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって市規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって市規則で定めるもの 地方税関係情報であって市規則で定めるもの 国民年金法による年金である給付の支給に関する情報であって市規則で定めるもの 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)による災害による被害の程度を証明する書面に関する情報(以下「り災証明書関係情報」という。)であって市規則で定めるもの 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第170条に規定する他の法令に規定する施設の入所に関する情報であって市規則で定めるもの 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって市

		規則で定めるもの
16 市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって市規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって市規則で定めるもの
17 市長	健康増進法(平成14年法律第103号)による健康増進事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって市規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって市規則で定めるもの
18 市長	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	障害者関係情報であって市規則で定めるもの 生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって市規則で定めるもの 外国人生活保護関係情報であって市規則で定めるもの り災証明書関係情報であって市規則で定めるもの
19 市長	生活保護法による保護に準じて行う生活に困窮する外国人の保護に関する事務であって市規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって市規則で定めるもの 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報であって市規則で定めるもの 生活保護関係情報であって市規則で定めるもの 地方税関係情報であって市規則で定めるもの 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって市規則で定めるもの 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって市規則で定めるもの 国民年金法又は被用者年金各法(私立学校教職員共済法、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法をいう。)による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって市規則で定めるもの 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって市規則で定めるもの 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報であって市規則で定めるもの

母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付けに関する情報であって市規則で定めるもの
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって市規則で定めるもの
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって市規則で定めるもの
母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって市規則で定めるもの
地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報であって市規則で定めるもの
児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。)の支給に関する情報であって市規則で定めるもの
雇用保険法(昭和49年法律第116号)による給付の支給に関する情報であって市規則で定めるもの
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって市規則で定めるもの
介護保険給付等関係情報であって市規則で定めるもの
特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する情報であって市規則で定めるもの
障害者自立支援給付関係情報であって市規則で定めるもの
職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)による職業訓練受講給付金の支給に関する情報であって市規則で定めるもの
年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)による年金生活者支援給付金の支給に関する情報であって市規則で定めるもの
難病の患者に対する医療等に関する法律

		(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報(以下「難病医療支給関係情報」という。)であって市規則で定めるもの
20 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって市規則で定めるもの	<p>障害者関係情報であって市規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって市規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であって市規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって市規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって市規則で定めるもの</p> <p>障害者自立支援給付関係情報であって市規則で定めるもの</p>
21 市長	前橋市在宅重度障害児手当支給条例による手当の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	障害者関係情報であって市規則で定めるもの
22 市長	前橋市福祉医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって市規則で定めるもの	<p>医療保険給付関係情報であって市規則で定めるもの</p> <p>児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置をいう。)又は日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報であって市規則で定めるもの</p> <p>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報であって市規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報であって市規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって市規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報であって市規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって市規則で定めるもの</p> <p>国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって市規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって市規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であって市規則で定めるもの</p> <p>母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</p>

		<p>であって市規則で定めるもの</p> <p>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項であって市規則で定めるもの</p> <p>障害者自立支援給付関係情報であって市規則で定めるもの</p> <p>難病医療支給関係情報であって市規則で定めるもの</p>
23 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって市規則で定めるもの	地方税関係情報であって市規則で定めるもの
24 市長	社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担額軽減制度に係る助成金の交付に関する事務であって市規則で定めるもの	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって市規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって市規則で定めるもの
		地方税関係情報であって市規則で定めるもの

別表第3(第7条関係)

情報照会機関	事 務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって市規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの
2 市長	生活保護法による保護に準じて行う生活に困窮する外国人の保護に関する事務であって市規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの
3 教育委員会	学校教育法第19条の規定に基づく就学援助費の交付に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって市規則で定めるもの
			外国人生活保護関係情報であって市規則で定めるもの
			地方税関係情報であって市規則で定めるもの